

令和7年3月6日

東北町議会議長 岡 山 粕 男 殿

総務企画常任委員会
委員長 田 嶋 悟

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和7年2月19日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

（1）所管事務調査

- ①財政課
 - ・三沢対地射爆撃場周辺における地役権の設定について
 - ・町有地（普通財産）の貸付状況について
- ②企画課
 - ・令和7年度新規支援事業について
 - ・通勤通学バス事業について
- ③税務課
 - ・東北町税等の口座振替推進事業について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

財政課

・三沢対地射爆撃場周辺における地役権の設定について

1 経緯

国は、2050年度までに脱炭素社会の実現を目指す観点から、風力発電の導入を促進しています。

その一方で、防衛省としては、風力発電設備（風車）はその設置場所や規格によっては、自衛隊・在日米軍のレーダーや通信、飛行機の飛行に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えています。

このことから、三沢対地射爆撃場周辺において、将来における風車建設に伴う影響を回避するため令和6年度より、建設物の高さ制限に係る地役権を計画することとなった。

2 地役権とは

ある土地の利便性を高めるために、他人の土地を利用する権利のこと。

利用の目的としては、①通行のため、②送電のため、③水を引くため、④一定の建物を建てさせない、があります。

今回は、④（地表から高さ約60m以上の建築物の設置を制限）に該当します。

3 対象区域

所在

地名地番 東北町字数牛50－1

登記地目 山林

登記面積 942, 345㎡

4 契約日及び存続期間

契約日 令和7年3月末（予定）

存続期間 契約締結の日から起算して5年間（予定）

5 地役権の設定価格

不動産鑑定評価による算定額で、地役権設定期間（5年間）の価格

単価 18円／㎡（予定）

設定価格 16, 962, 210円（予定）

【質疑】設定価格が5年間で平米当たり18円というのは安い価格と思われるがどうか。

【回答】山林という地目は評価が低い土地になります。地理的にも東北町北部に位置しており課税評価額も低い地域であることから、このような額になると考えております。

【質疑】地役権設定の面積は、94万2, 345平米で大丈夫ですか。

【回答】影響範囲だけではなく、1筆として捉えて94万2, 345平米に対して地役権を設定したいということです。特に風車が建設されるおそれがあると思われる地域から優先的に地役権を設定していくということから、今回ここの対象地のみとなっております。

・町有地（普通財産）の貸付状況について

令和５年度 町有地（普通財産）の貸付状況一覧

1 有償貸付

番号	相手方の名称	貸付地の所在	面 積 (㎡)	賃貸借料 (円)	用 途	貸借期間	備 考
1	国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所	東北町字沼添左ノ平1-21	282.22	11,320	巡視船艇庫敷地	H10.4.1～H11.3.31 H11.4.1～H20.3.31 H20.4.1～H30.3.31	H30.4.1～ 自動更新（1年間）
2	青森県警察本部	東北町字塔ノ沢山1-414の一部	444.00	131,015	乙供駐在所敷地	H23.9.15～H34.3.31	R4.4.1～ 自動更新（1年間）
3	青森県警察本部	東北町字往来ノ下42-4、42-5	452.48	88,143	甲地駐在所敷地	S43.8.25～S53.3.31 H17.4.1～H20.3.31	H20.4.1～ 自動更新（1年間）
4	KDDI株式会社仙台テクニカルセンター	東北町字ガス平1213の一部	12.00	10,500	携帯電話基地局	R2.9.1～R7.3.31	R7.4.1～ 自動更新（1年間）
5	株式会社青森原燃テクノロジーセンター	東北町字乙供58	70,175.00	1,556,700	会社敷地	H6.4.1～H16.3.31 H16.4.1～H26.3.31	H26.4.1～ 自動更新（1年間）
6	東北電力ネットワーク株式会社 青森支社	東北町字日影林ノ上山1-58	電柱2本 支線2本	2,100	電柱等敷地	H13.10.15～H22.3.31 H22.4.1～H32.3.31	R2.4.1～ 自動更新（1年間）
7	株式会社東北ミクロン	東北町字膳前21-4、21-3	78.00 200.59	53,000	流末処理、駐車場敷地	H12.4.1～H17.3.31	H17.4.1～ 自動更新（1年間）
8	内蛭沢農事実行組合	東北町字内蛭沢向91-1	50.00	3,600	催芽場施設	H4.4.1～H14.3.31 H14.4.1～H19.3.31	H19.4.1～ 自動更新（1年間）
9	（農）北栄トラクター利用組合	東北町字夫雑原281-1	247.00	16,796	（農）北栄トラクター利用組合敷地	H28.8.23～H33.3.31	R3.4.1～ 自動更新（1年間）
10	上海電力日本株式会社（東北町発電所合同会社）	東北町字添ノ沢78-21 東北町字清水目向1-5	273.00 66.00	2,740	送電線用電柱設備	R3.9.30～R8.9.29	R8.9.30～ 自動更新（1年間）
11	ソフトバンク(株)東北ネットワーク技術部	東北町大字大浦字大浦28-1	5.00	4,412	携帯電話基地局	R3.9.28～R4.3.31	R4.4.1～ 自動更新（1年間）
12	荒谷 淳一	東北町字膳前48-87	162.00	100	通路敷地	H5.3.19～H15.3.18 H15.3.19～H20.3.18	H20.3.19～ 自動更新（1年間）
13	乙部 幸弘	東北町字五十嵐190-1	76.00	600	私道敷地	H15.4.1～H20.3.31	H20.4.1～ 自動更新（1年間）
14	野田頭 正雄	東北町字熊堂3-4の一部	465.00	1,000	農道敷地	H3.4.1～H18.3.31 H18.4.1～H23.3.31	H23.4.1～ 自動更新（1年間）
15	野田頭 正広	東北町字沼添左ノ平1-119の一部	54.22	1,000	掘水路用地	H3.4.1～H18.3.31 H18.4.1～H23.3.31	H23.4.1～ 自動更新（1年間）
16	野田頭 利美	東北町字沼添左ノ平1-119の一部	57.03	1,100	掘水路用地	H3.4.1～H18.3.31 H18.4.1～H23.3.31	H23.4.1～ 自動更新（1年間）
17	前田 武夫	東北町字沼添左ノ平1-119の一部	50.12	1,000	掘水路用地	H3.4.1～H18.3.31 H18.4.1～H23.3.31	H23.4.1～ 自動更新（1年間）
18	エビスワ農園	東北町大字大浦字鳥谷ヶ崎17-1の一部	942.12	23,854	園芸施設用地	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～ 自動更新（1年間）
19	センサ工業株式会社	東北町大字大浦字一本松53 東北町大字大浦字一本松126-15	1,035 2,092	84,000	工場用地	H18.1.27～H28.1.28	H28.1.29～ 自動更新（1年間）
合 計			77,218.78	1,992,980			

2 無償貸付

番号	相手方の名称	貸付地の所在	面 積 (㎡)	賃貸借料 (円)	用 途	貸借期間	備 考
1	沼崎本村町内会	東北町大字大浦字沼端109-2	2,507.00		神社敷地	H19.6.1～H24.3.31	H24.4.1～ 自動更新（5年間）
2	旧国鉄線路敷跡地利用者組合	東北町字大平1-305 東北町字向平1-10 東北町字下板橋3-6	362.00 10,040.00 20,873.00		農道	H22.4.1～R2.3.31	R2.4.1～ 自動更新（1年間）
3	社会福祉法人上北拓心会	東北町大字大浦山1-1	1.00		第三保育園看板	H22.7.1～R2.3.31	R2.4.1～ 自動更新（5年間）
4	青森県農業共済組合連合会	東北町字塔ノ沢山1番地495の一部	286.00		家畜診療所敷地	H22.8.6～R2.3.31	R2.4.1～ 自動更新（1年間）
5	ゆうき青森農業協同組合	東北町字大平1-395の一部	2,061.00		事業用施設敷地	H23.4.1～H28.3.31	H28.4.1～ 自動更新（1年間）
6	土場川土地改良区	東北町字塔ノ沢山1番地447	1,200.00		土地改良区事務所	R2.4.1～R7.3.31	R7.4.1～ 自動更新（1年間）
合 計			37,330.00				

【質疑】有償貸付と無償貸付の違いを教えてください。

【回答】無償に貸付けできるという理由が規定されている条例（東北町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例）があり、その規定に基づき貸付しております。

企画課

・令和7年度新規支援事業について

【移住・定住促進新築住宅取得支援事業（案）】

- 1 事業の概要：本町への移住・定住促進を図ることを目的とし、新築住宅を取得する方に補助金を交付する。
- 2 補助対象：町民又は転入者で、住宅を新築した方
- 3 補助金額
 - (1) 基本額は、30万円
 - (2) 申請者又は配偶者が、40歳未満の場合には、20万円を加算
 - (3) 転入者で、申請者又は配偶者が、40歳未満の場合には、更に、100万円を加算
 - (4) 転入者で、18歳未満の子供を養育している方は、子供一人当たり10万円を加算

【質疑】どのぐらいの件数を予想しているか。

【回答】令和5年の新築の件数が約50件で、40歳未満が25件と把握しておりまして、それを加味して40件1,420万円を当初予算で計上する予定であります。

【質疑】「町民又は転入者で」とあるが、前から東北町にいる人も対象になるのか。

【回答】前からいる人も年齢に関係なく基本的には30万円補助いたします。
同じ場所に建てる場合でも、基礎からやったものは新築として対象となります。

【医療・福祉職子育て世帯移住支援事業（案）】※ 県補助 3/4

- 1 事業の概要：医療職・福祉職の需要増加への対応と子育て世帯の移住促進を図ることを目的とし、移住後、医療職・福祉職に就業する子育て世帯に支援金を交付する。
- 2 支援対象：県外から、18歳未満の子供と共に本町に移住し、医療職・福祉職に就職又は、就職するため資格取得を目的に、県内の養成機関に入学する方
- 3 支援金額
 - (1) 対象世帯に、100万円
 - (2) 対象世帯の子供一人当たり、100万円を加算
 - (3) 対象世帯が、ひとり親世帯の場合、100万円を加算

【結婚新生活支援事業（案）】※ 県間接補助 2/3（国2/3）

- 1 事業の概要：結婚生活をスタートする世帯に対し、新生活の費用支援として、引越費用や敷金・礼金・家賃等の賃貸費用に対し補助金を交付する。
- 2 補助対象：新婚世帯
- 3 補助金額
 - (1) 夫婦ともに、29歳以下の世帯には、60万円（上限）
 - (2) 夫婦ともに、39歳以下の世帯には、30万円（上限）

【地方就職学生支援事業（案）】※ 県間接補助 3/4（国1/2＋県1/4）

- 1 事業の概要：東京圏から青森県内へ就職する大学生の就職活動に要した交通費及び就職の際の移転費用の補助を行う。（東京圏以外からは、県単独補助事業あり）
- 2 補助対象：青森県内へ就職した町民（大学生）
- 3 補助金額：往復交通費の1/2（上限 17,000円 ・1/2は自己負担）及び移転費用の1/2（上限 108,000円 ・1/2は自己負担）

・通勤通学バス事業について

- 1 事業の概要：十和田観光電鉄バスの「乙供・甲地線」「榎林・六ヶ所線」「舟ヶ沢線」における「乙供駅～中村間」の2路線と「乙供駅～鶴ヶ崎間」の1路線が、令和4年9月30日をもって廃止となったため、町では、通勤及び通学等の支援を目的として、令和4年10月3日から、町民バスによる実証運行を「通勤通学バス」として、無料で実施している。
- 2 運行経路
 - （1）乙供甲地線（乙供駅～甲地～中村間）：朝1便 ・夕1便
 - （2）榎林六ヶ所線（乙供駅～保戸沢～中村間）：朝1便 ・昼1便
 - （3）舟ヶ沢線（乙供駅～甲地～鶴ヶ崎間）：朝1便 ・夕1便
- 3 運賃：無料（実証運行期間中）
- 4 今後の運行等について：令和7年度当初予算に、学務課のスクールバス購入費として、ワンボックスカー（14人乗り）2台分の予算を計上し、購入後は、令和8年度からスクールバス及び通勤通学バスとして使用する予定であり、有償旅客運送の導入については、令和7年度中に、導入に向けた様々な手続き等を行い、令和8年度からの実施に向け、検討していくこととし、それまでは、これまで同様、無料で運行を継続していく。
なお、車両購入の際には、しじみーるなどのキャラクター等によるラッピングを施し、利用者が一目で町のバスだと分かりやすくする。

【質疑】乗車人数について、今までの実績を教えてください。

【回答】2年経過し、3路線の統計でいくと、朝夕平均で1便の乗車率は2人以下になります。最大利用者数は、乙供甲地線で4人、榎林六ヶ所線は12人、舟ヶ沢線は7人でした。

【質疑】その平均人数でいくと14人乗りのバスは必要なのか。もう少し数値を把握し、こういうものを走らせればいいのか、財政にも負担かからない方法を考えてほしい。

【回答】実際14人乗りでも補助席使わないと10人ぐらいなのを想定し、また基本的にはスクールバスメインで、空いた時間で通勤通学バスに使うという方向で考えております。

税務課

・東北町税等の口座振替推進事業について

- 1 事業目的：町税等の納付方法については、納税者の利便性向上のため、コンビニ納付など様々な方法を拡充してまいりましたが、より安定した財源確保と収納事務の効率化を図るため、口座振替への移行を積極的に推進しており、そこで令和7年度は、口座振替の申込者に景品を進呈し、口座振替者の増加を目的とする。
- 2 事業概要
 - (1) 対象税目等
町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（普通徴収）、町営住宅使用料、公共下水道使用料、農業集落排水使用料、水道料金、後期高齢者医療保険料
 - (2) 実施時期
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - (3) 対象者
東北町に住民登録している方（個人の納税義務者）で、納付書払いから口座振替に変更した方及び、口座振替に町税等の種類を追加した方
 - (4) 景品
燃えるごみ専用(大)3袋（20枚入り）
予算額：1袋506円×3袋×1,000人＝1,518,000円（税込）
 - (5) 景品受取方法
金融機関で申込みをした後、口座振替依頼書の控えを役場本庁舎（税務課）か、コミュニティセンター（東北支所）窓口にて提示し景品を受け取る。

総務課

- ・補正予算の概要説明

財政課

- ・補正予算の概要説明

税務課

- ・補正予算の概要説明

東北支所（選挙管理委員会）

- ・補正予算の概要説明

企画課

- ・補正予算の概要説明

会計課

- ・補正予算の概要説明

その他

- ・不用額について

【質疑】この頃不用額が多くなっていると感じる。9月に決算が出て見れば分かるが、去年あたりでも4億円を超えていたと思うが不用額が多すぎるのではないか。

【回答】きっちり予算を取れば、後から必要財源が出てくると不安なところもあり、そういう意味では難しいことではあるが、今後会議等でも周知し不用額減少に努めていきたい。